

平成 17 年 4 月 1 日  
東 京 都  
三 宅 村

## 三宅島における作業の安全確保対策

平成 17 年 2 月 1 日に避難指示が解除された。しかしながら、火山ガスの放出量は依然として終息していない状況である。

このため、平成 17 年 2 月 1 日に三宅村が定めた「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例」(以下「条例」という。)及び「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例施行規則」(以下「施行規則」という。)を受け、東京都及び三宅村における公共事業(東京電力㈱及び東日本電信電話㈱が発注する工事も含む)について作業員の具体的な安全確保対策について、下記のとおり定めるものとする。

### 1. 規制区域の範囲

- 1) 立入禁止区域； 火口及び火口の縁から海側方向に概ね 100m までの範囲とする。
- 2) 危険区域； 立入禁止区域の外側から環状林道(いわゆる鉢巻林道をいう。)までの範囲とする。
- 3) 高濃度地区； 危険区域の海側で、火山ガス濃度の高い「坪田高濃度地区」と「阿古高濃度地区」

### 2. 規制区域の立入許可等

- 1) 危険区域で作業(火山活動の監視・観測・学術研究及び災害復旧等)に従事する者は、三宅村規制区域立入許可申請書〔様式第 2 号(条例第 5 条関係)〕(以下「許可申請書」という。)を提出し、三宅村長の許可(三宅村規制区域立入許可通知書〔様式第 3 号(条例第 5 条関係)〕(以下「許可通知書」という。))が必要。また、許可内容の変更があった場合についても、三宅村規制区域立入許可変更申請書〔様式第 6 号(条例第 9 条関係)〕(以下「許可変更申請書」という。)を提出し、三宅村長の許可(三宅村規制区域立入許可変更通知書〔様式第 7 号(条例第 9 条関係)〕(以下「許可変更通知書」という。))が必要。
- 2) 高濃度地区で作業(火山活動の監視・観測・学術研究、三宅村が行う二酸化硫黄濃度の監視・情報伝達、災害復旧・災害復興に係わる工事、都道・村道の維持管理)に従事する者は、「許可申請書」〔様式第 2 号(条例第 5 条関係)〕を提出し、三宅村長の許可〔「許可通知書」様式第 3 号(条例第 5 条関係)〕が必要。また、許可内容の変更があった場合についても、「許可変更申請書」〔様式第 6 号(条例第 9 条関係)〕を提出し、三宅村長の許可(「許可変更通知書」〔様式

第7号(条例第9条関係))が必要。

- 3) 規制区域に立ち入り、作業を行う場合には許可通知書を携帯すること。
- 4) 危険区域で作業を行う場合にはその都度、事業者には作業人数について別紙「許可申請者一覧表」で報告すること。

### 3. 情報伝達

- 1) 火山ガスの注意報・警報は別添図に示した8つの発令エリアごとに発令。
- 2) 情報手段は、防災行政無線の屋外拡声子局の放送及び回転灯で周知する。
- 3) 注意報・警報を発令する基準は以下のとおり

段階	二酸化硫黄濃度の5分値	注意報・警報の種類	回転灯付き屋外拡声子局
レベル1	0.2ppm以上 0.6ppm未満	高感受性者注意報	青色が点灯
レベル2	0.6ppm以上 2.0ppm未満	高感受性者警報	黄色が点灯
レベル3	2.0ppm以上 5.0ppm未満	注意報及び高感受性者警報	緑色が点灯
レベル4	5.0ppm以上	警報	赤色が点灯

- 4) 注意報・警報の解除はその基準値未満になり、かつ、その状態が継続して1時間を経過した時点とする。なお、レベル3とレベル4及びレベル1とレベル2を一括で解除する。

### 4. 島内作業等

#### 【危険区域での作業】

- 1) 高感受性者の作業参加は認めない。
- 2) 作業中は各作業毎に環境測定及び携帯受信機の責任者を置き、安全を確認しながら作業を行う。なお、労働安全の面から、安全責任者(原則として「酸素欠乏危険作業主任者」及び「特定化学物質等作業主任者」の資格を有する者、これらがいない場合には、火山ガスの有害性に関して十分な知識を有する者)を有する者を配置すること。
- 3) 脱硫装置を備えた作業員詰め所を設置すること。
- 4) 安全責任者の装備品
  - ① ガス検知器(作業中は連続作動させておく。)
  - ② 携帯受信機[防災行政無線の周波数を受信できるもの](携行)
  - ③ ガスマスク[二酸化硫黄濃度を緩和する機能を有するもの](携行)
  - ④ その他安全用品(ヘルメット、安全靴等)
  - ⑤ 予備の吸収缶、

- ⑥ 水(ペットボトル)
- 5) 作業員の装備品
  - ① ガスマスク〔二酸化硫黄濃度を緩和する機能を有するもの〕(携行)
  - ② その他安全用品(ヘルメット、安全靴等)
  - ③ 予備の吸収缶、
  - ④ 水(ペットボトル)
- 6) 安全責任者による測定及び対応
  - ① 避難誘導を確実に実施する体制を構築すること。
  - ② 複数で行動することを徹底すること。
  - ③ ガス検知器の二酸化硫黄濃度が2ppmを越えたときは、直ちに作業者にガスマスクの装着をさせること。
  - ④ ガス検知器の二酸化硫黄濃度が5ppmを越えたときには、直ちに作業の安全対策を講じるとともに、速やかに脱硫装置付きの作業員詰め所に避難させること。  
ただし、脱硫装置付き作業員詰め所が設置できないときは、危険区域から避難させるとともに、二酸化硫黄濃度の低い地区に移動させる。また、避難が完了したら直ちに事業者に報告すること。
  - ⑤ ガス検知器の二酸化硫黄濃度が20ppmを越えたときには、危険区域から避難させるとともに、二酸化硫黄濃度の低い地区に移動させること。また、避難が完了したら直ちに事業者に報告すること。
  - ⑥ ガス検知器が検知しない場合でも、臭気を感じた場合には③と同様の措置を行うこと。
- 7) 作業時間の厳守
  - ① 屋外作業を行える時間は、原則7時から日没までとする。

#### 【高濃度地区での作業】

- 1) 高感受性者の作業参加は認めない。
- 2) 作業中は各作業毎に環境測定及び携帯受信機の責任者を置き、安全を確認しながら作業を行う。なお、二酸化硫黄に対する安全対策に関する知識を有する者を配置すること。
- 3) 安全責任者の装備品
  - ① ガス検知器(作業中は連続作動させておく。)
  - ② 携帯受信機〔防災行政無線の周波数を受信できるもの〕(携行)
  - ③ ガスマスク〔二酸化硫黄濃度を緩和する機能を有するもの〕(携行)
  - ④ その他安全用品(ヘルメット、安全靴等)
  - ⑤ 予備の吸収缶、
  - ⑥ 水(ペットボトル)
- 4) 作業員の装備品

- ①ガスマスク〔二酸化硫黄濃度を緩和する機能を有するもの〕(携行)
  - ②その他安全用品(ヘルメット、安全靴等)
  - ③予備の吸収缶、
  - ④水(ペットボトル)
- 5)安全責任者による測定及び対応
- ①避難誘導を確実に実施する体制を構築すること。
  - ②複数で行動することを徹底すること。
  - ③注意報が発令された場合にあっては、ガスマスクを装着させること。
  - ④警報が発令された場合にあっては、直ちに作業の安全対策を講じるとともに二酸化硫黄濃度の低い地区に避難の指示を行うこと。
  - ⑤防災行政無線から携帯受信機に受信されない地域で作業する場合は、ガス検知器の二酸化硫黄濃度が2ppmを越えたときは、直ちに作業者にガスマスクの装着をさせること。
  - ⑥防災行政無線から携帯受信機に受信されない地域で作業する場合はガス検知器の二酸化硫黄濃度が5ppmを越えたときには、直ちに作業の安全対策を講じるとともに、二酸化硫黄濃度の低い地区に避難の指示を行うこと。
  - ⑦ガス検知器が検知しない場合でも、臭気を感じた場合にも③と同様の措置を行うこと。

**【規制区域以外(周辺海域含む)】**

- 1)高感受性者の作業参加は認めない。
- 2)作業中は各作業毎に環境測定及び携帯受信機の責任者を置き、安全を確認しながら作業を行う。なお、二酸化硫黄に対する安全対策に関する知識を有する者を配置すること。
- 3)安全責任者の装備品
  - ①ガス検知器(作業中は連続作動させておく。)
  - ②防災行政無線の屋外拡声子局の放送が届かない地区での作業を行う時は、携帯受信機を携行すること。
  - ③ガスマスク〔二酸化硫黄濃度を緩和する機能を有するもの〕(携行)
  - ④その他安全用品(ヘルメット、安全靴等)
  - ⑤予備の吸収缶
- 4)作業員の装備品
  - ①ガスマスク〔二酸化硫黄濃度を緩和する機能を有するもの〕(携行)
  - ②その他安全用品(ヘルメット、安全靴等)
  - ③予備の吸収缶
- 5)安全責任者の対応
  - ①注意報が発令された場合にあっては、ガスマスクを装着させること。
  - ②警報が発令された場合にあっては、直ちに作業の安全対策を講じるとともに

二酸化硫黄濃度の低い地区に避難の指示を行うこと。

- ③防災行政無線から携帯受信機に受信されない地域で作業する場合は、ガス検知器の二酸化硫黄濃度が2ppmを越えたときは、直ちに作業者にガスマスクの装着をさせること。
- ④防災行政無線から携帯受信機に受信されない地域で作業する場合はガス検知器の二酸化硫黄濃度が5ppmを越えたときには、直ちに作業の安全対策を講じるとともに、二酸化硫黄濃度の低い地区に避難の指示を行うこと。

## 5. 大雨注意報・警報に伴う島内作業

1) 大雨時の島内作業の安全を確保するため、下記のとおり作業基準を定める。

	1時間雨量	3時間雨量	24時間雨量	島内作業基準
大雨注意報	20mm	35mm	100mm	沢筋作業中止
大雨警報	30mm	60mm	200mm	泥流氾濫区域避難

(平成17年1月25日修正)

※1「泥流氾濫区域」とは、平成16年12月に三宅村が作成した「三宅村泥流防災マップ」に示されている氾濫区域を示す。

2) 非難が完了したら直ちに事業者に報告すること。

## 6. 避難行動

### 【危険区域】

- 1) 火山活動に異常が発生した場合は、即座に作業を中止し、危険区域から避難を行う。